

発行所  
日本赤十字新労働組合連合会  
(日赤新労)  
東京都港区虎の門3-24-7  
(虎の門ビル)  
TEL 03-432-1089  
発行責任者  
星野 韶

第91号  
昭和56年  
3月20日 行  
發

綱 領  
1. 社会主義運動を安定と向上をめざす  
2. 常に暴力と独裁を排し、民主的労働組合をめざす  
3. 赤十字の民主化と近代化を促進する人道的任務の達成をめざす。

# 日赤新労

## 第20回定期大会を開催

昭和56年2月21日～23日 千葉県銚子市「犬吠ホテル」



第20回定期大会であいさつする川出執行委員長

## 56年度運動方針をめざす

### 81ベア、要求実現をめざし

関東平野の最東端、眼下に黒潮流れる

たり全国各単組より総勢百数十名もの代

りの金額を定め、(9)の文中より  
「看護婦・看護士……」の語句  
を削除することとした。

五、組合規約の一部改正について  
て

四、56年度歳入、歳出予算(案)  
について

に審議した結果、「ベア率」  
%（二八、二一〇円）+ 定昇率  
%（二八、二一〇円）+ 合  
計二一・八%（二三、一八〇  
円）、最低賃金八八、〇〇〇円  
とし、また請主との改善につい  
ては帰属手当をはじめ、それぞ  
れの金額を定め、(9)の文中より  
「看護婦・看護士……」の語句  
を削除することとした。

六、組合規約第五章第34条の役員  
員及び、議長選出に移り、議  
員及び、議長に中垣義隆氏（名二日  
赤）、書記に遠藤新一氏（利田日赤）、  
副議長に大西明氏（足利日赤）、  
血セ所長・田部正孝氏、秘書課  
長・石原誠二氏の祝辞の後、  
過去一年間の活動報告に入っ  
た。各部報告で、組織、教  
育、調査、婦人の各部長より過  
去一年間の活動報告に入っ  
た。各部報告で、組織、教  
育、調査、婦人の各部長より過  
去一年間の活動報告に入っ  
た。

七、その他  
一、56年度運動方針（案）につ  
いて  
二、56年度闘争方針（案）につ  
いて  
三、56年度夏期手当について  
四、56年度夏期手当について  
五、組合規約の一部改正について  
六、組合規約第五章第34条の役員  
員及び、議長選出に移り、議  
長に川出中央執行委員長、佐藤書記長による一般経過報  
告、鈴木会計委員より五十五年  
度会計取支決算報告と、会計監  
査委員より先の二十周年記念大  
会を含む会計監査の結果が報告  
された後、活発な質疑が交さ  
れ、採決の結果全会一致で報告  
事項は承認された。

八、役員改選について  
九、顧問及び相談役の委嘱につ  
いて  
十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十一、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十二、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十三、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十四、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十五、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十六、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十七、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十八、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

十九、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十一、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十二、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十三、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十四、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十五、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十六、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十七、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十八、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

二十九、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十一、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十二、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十三、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十四、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十五、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十六、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十七、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十八、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

三十九、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十一、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十二、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十三、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十四、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十五、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十六、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十七、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十八、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

四十九、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十一、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十二、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十三、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十四、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十五、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十六、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十七、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十八、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

五十九、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、組合規約第十章第五十六条に  
よって顧問に宮野政夫氏（新潟  
県支部）の両氏を委嘱した。

## 56年度新執行部



### 会計 工藤 光氏

### 新役員のプロフィール

日本の火祭「青森ねぶた」と「青森りんご」で知られる本州の最北端「青森」から新労本部役員として工藤晃氏を送り出すことになりました。

しかし、工藤氏自身が新労本部役員という大任を仰せつかり、その使命の重大さにとまどっている状態ですが、工藤氏の組合活動に対する積極的な取り組み姿勢、そしてスポーツで鍛えた頑強な体力と粘り強い精神力で、未だながらも努力と持ち前の責任感をもつて必ずや新労本部役員として組織の強化、拡大並びに全国各支部組合が抱えている諸問題解決のために精一杯頑張ってくれることを確信しております。

職場においては支部事業資金の募集を担当する振興課に属し、少々きびしいが、人情味豊かな上司の指導のもと、青森県長2期、副組合員1期を歴任し、専門性を身につけた実務家として、前記の通り、朝野球、ニス、バトミングに熱中してきました。また、個人的には家にもどれば二女一男の父として、物事を真面目に考える誠実かつ堅実な生活郷(直)です。

### 執行委員 掛井 厳氏

### 就任のごあいさつ

### 退任のあいさつ

### 前書記長 佐藤 一男

今静かに想うに、昭和四十七年

年

の第1回定期大会(岡山大

会)

だと思いま

る

が

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

</